経済対策と財政規律(概要)

1. 経済危機下における経済対策

- ◆ 2008 年 9 月の米国投資銀行の経営破綻を契機とし、世界経済は戦後最大の同時不況に陥った。このような情勢下、主要先進国では金融支援策とあわせて財政出動による経済対策が協調して講じられたことから、世界経済は回復傾向にある。わが国でも財政面を通じた経済対策が数次にわたり実行に移され、2009 年以降には経済の持ち直しの動きがみられている。
- ◆ このように、経済危機や不況期における経済対策の必要性は肯定されるものではあるが、その際でも足もとの経済環境において必要とされる対策に重点をおくべきであり、経済への波及効果や実施すべきタイミングを慎重に見極めて対策を実行する必要がある。

2. 財政の現況

- ◆ 債務残高の対 GDP 比が 200%を超えるという見通しが OECD から公表されるなど、わが国財政は危機的な状況にある。このように債務残高が高水準となった背景には、公共事業を中心とする経済対策が生産性とは異なる観点から実施され既得権化したこと等があると考えられる。また、いったん経済対策が実施された場合には中長期の財政目標が放棄され、予算規模を経済危機前の水準に戻すことすら困難になってしまうという問題もある。
- ◆ 現状の財政運営が維持され財政健全化が先送りされる場合には、わが国財政 に対する信認が失われ財政危機を招きかねない。このため、財政健全化のた めの中長期の財政運営を強く意識する必要がある。

3. 求められる財政運営のあり方

(財政目標の設定)

◆ 危機的な財政状況にあるわが国財政にとって、財政健全化は避けられない課題である。このため、中長期の財政健全化達成の観点から、財政運営目標を早急に設定することが望まれるが、この場合には債務残高の削減目標だけでなく単年度の財政収支の目標を設定することが必要である。

◆ 設定された財政運営目標が不況への対応といった理由により放棄されないようにするため、幅広い関係者が目標にコミットする制度を設計することが必要となる。

(経済対策と財政均衡のバランス)

◆ 不況期における景気刺激策としての経済対策の必要性は肯定されるが、危機的な財政状況を考えた場合、中長期的な財政均衡とのバランスを無視することはできない。このバランスを整合させるため、極端な不況時における経済対策のルールとして弾力条項を設置するなど、中長期の財政目標との関係についても整理する必要がある。

4. 歳出・歳入の改革

(歳出改革)

- ◆ 基礎的財政収支の黒字化の財政目標を設定するにあたって歳出削減を実行するためには、予算編成のルールを設けたうえで国と地方をあわせて管理することが重要となる。
- ◆ 具体的な予算編成のためのルールとしては、①単年度主義の予算編成における弊害を是正するために複数年度を視野に入れた予算を編成すること、②特別会計は一般会計との統合的な予算編成を行うこと、③補正予算の裁量的な運用に歯止めをかけるために補正予算を含めて予算統制を実施すること、④個別の歳出の要否を検討する場合には、「pay-as-you-go」原則を厳格に運用し、個別の歳出に対して目標を設定すること、⑤ビルトインスタビライザー効果を十分に機能させること、が考えられる。
- ◆ わが国の一般歳出の大部分をすでに占めている社会保障費のあり方や規模については、世代間の負担を考慮したうえで国民の意思で方向性を選択すべきである。その際、社会保障費は単純に歳出のみの関係から捉えるべき問題ではないため、原資となる税・社会保険料のあり方とあわせて検討すべきである。
- ◆ 国と地方が密接に関係して財政が運営されているわが国においては、たとえ 地方分権改革などにより国と地方のあり方が変化したとしても、両者を一体 にとらえて財政健全化に取り組む必要がある。

(歳入改革)

◆ わが国の財政状況の実態を踏まえると、歳出削減とあわせ歳入面での改革を 実行することは避けられない。しかし、これまでも消費税を含めた抜本的な 税制のあり方の見直しの必要性は繰返し主張されてきたが、実際に本格的な 議論を行うには至っていない。

- ◆ 現在の状況を考えると、非効率な歳出削減と景気回復による自然増収だけで 状況が改善されることは考えがたく、不足する財源は増税に頼らざるを得な い。さらに少子高齢化が進むわが国では、税だけでなく社会保険料を含む抜 本的な歳入改革の議論を一刻も早く本格化することが求められる。
- ◆ 具体的な見直しにあたっては、景気変動と税収の関係、国家間の租税競争が存在するなかでの諸外国における法人税率との関係などが考慮されるべきである。なお、景気との関係の配慮の観点から、例えば消費税率を引上げる場合には、税率引上げ時期を明示するのでなく、どのような経済状況になれば消費税を引上げるかを具体的な経済指標とリンクさせて定める方法を採用することも考えられる。

以 上